

Vリーグ大会運営マニュアル

1. 総則

1-1 目的

このマニュアルは、Vリーグ（プレミアリーグおよびチャレンジリーグ）の大会の円滑な運営のために、策定したものである。大会に関わるすべての関係者は、このマニュアルを、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）および財団法人日本バレーボール協会（以下、「JVA」という）の各種規定類とあわせて活用して、大会の成功とバレーボールの普及・強化・発展に寄与するように協力するものとする。

1-2 円滑な運営の基本

関係者は、チームおよび選手が日本のトップリーグにふさわしい試合を展開できる状況を作り出すことと、バレーボールファンや観客（メディア関係を通して見聞する多くの愛好者を含む）が満足し、開催地の人々から歓迎される大会になるように努力することを大会運営の基本とする。

2. リーグ運営組織

2-1 大会運営組織

大会運営は、Vリーグ機構運営会議が行い、Vリーグ機構規約第 80 条に基づき、その指名を受けた JURY および Vリーグ特別審判員および実行支援部、および JVIS スーパーバイザーがサポートする。

2-2 事務局

事務局は、大会の運営が円滑に行われるよう、参加チーム・開催地・報道関係各社との連絡調整を主な任務とする。

2-3 開催地協会実行委員会の設置

各開催地都道府県協会は、Vリーグ機構規約第 36 条に基づき、開催地実行委員会を組織し、事務局並びに参加するチームと十分に連絡を取りながら各大会の準備・実施にあたる。

開催地実行委員会は、開催地責任者を任命する。開催地責任者の任務は下記のとおりとする。

- (1) Vリーグ機構の諸規定に従って、主管大会の円滑な運営を図る
- (2) 選手、チームスタッフ、実行委員ほか大会役員、大会関係者、審判員および観客等の安全を確保する

2-4 ホームゲームの運営

ホームゲームに関しても、ホームゲームの主旨を理解して、それにふさわしい運営体制を組織する。特に、各開催地都道府県協会とホームチームの役割分担を明確にし、大会運営において齟齬をきたさないように注意する。

3. 競技運営

3-1 試合日程

男子または女子 4 チームが集結し、土・日または金・土・日（土・日・月）に、1 会場で男

子2試合または女子2試合を行うことを原則とする。

ただし、例外的に1会場1試合、3試合、4試合の場合もある。

3-2 試合開始時間

- (1) 試合開始時間は、すべて第1セットの最初のサービス許可の吹笛の時間を示す。
- (2) 試合開始時間の原則は、次の通りとする。

【プレミアリーグ】

平日は、16:00 (1試合の場合は18:00)
土曜日は、第1試合 14:00 第2試合 16:00
日・祝日は、第1試合 13:00 第2試合 15:00

【チャレンジリーグ】

土曜日は、第1試合 13:00 第2試合 15:00
日・祝日は、第1試合 12:00 第2試合 14:00

なお、1会場1試合、3試合または4試合の場合の開始時間は、別途協議の上決定する。

- (3) TV放映のある場合および変則日程やその他に事情により、上記の例外や変更があることがある。
- (4) 第1試合が早く終わっても、第2試合の開始時間が、上記より早くなることはない。
第1試合が長引いた場合、第1試合終了30分後に第2試合を開始するのを原則とする。

3-3 競技日程・競技組み合わせ

- (1) 試合日程は、Vリーグ機構で決定し発表する。各開催地・参加チームには、事前に連絡をする。
- (2) 発表後、TV放映等の都合で試合順序等を変更しなければならない場合には、開催地及び当該チームと協議して決定する。

3-4 各会場での開始式

原則として、各会場での開始式は行わない。記念事業等で特別に開始式を行う場合には、事前にVリーグ機構の承認を受ける。その場合の進行次第は次の通りとする。

- (1) 当日出場する第1試合目の2チームで行う。
- (2) 当該チームには、開催地が事前に連絡をしておく。
- (3) コートにネットを張り試合ができる状態で行い、試合開始時間の20分前には、終了する。
- (4) 選手の入場の際、プラカードは使用しない。各チームのチーム旗を使用する場合がある。
チーム旗を掲げる旗ざお(長さ3-4m)は、開催地にて準備をする。
- (5) 挨拶をされる方は1名だけとし、10分以内で開始式のすべてを終了する。

3-5 各試合のプロトコール

- (1) 各試合の試合前、セット間、終了後の手順は、資料3の公式プロトコールによる。
- (2) 第2試合の開始時間30分前までに、第1試合が終了しない場合には、第1試合終了後30分後に第2試合を開始する。(但し、第2試合もTV放映(NHK-B S生放送)がある場合は25分後とする。また、第1試合終了後にホームゲームイベントがある場合は、イベント終了後30分後に第2試合を開始する)
- (3) 第1試合の終了後、勝利者インタビュー及び応援団のエール交換の終わった後に、第2試合のチームはコートに入り練習を開始する。

3-6 役員・選手の登録

- (1) Vリーグ機構登録規程により有効に登録された各チームの選手は、全員が出場できる。
- (2) 追加登録選手も含め、有効登録選手は、Vリーグ機構が管理する。
- (3) 試合当日に有効な構成員リストは、Vリーグ機構の公式ホームページの登録選手リストに記載される (<http://www.vleague.or.jp/>から参加チーム→リーグ名→チーム名→登録選手→印刷用ページ)

3-7 各試合のチーム構成員の申告

- (1) 各試合の役員・選手の登録は、試合開始設定時間の45分前までに、定められた用紙を用いて開催地で決められた場所に提出する。公式プロトコール開始後は、この登録された構成員だけが、プレーイングエリア内に入り、ベンチに座ることができる。
- (2) 各試合のチーム構成員は、
部長1名、監督1名、コーチ1名、マネージャー1名、トレーナー1名、ドクター1名及び選手14名以内の合計20名以内とする。
※<2010/11Vリーグにおける登録構成員のルール>
 - ① チームは、各試合に最大14名の選手を登録できる。
 - ② 登録が13名以上の場合、リベロプレーヤーは必ず2名登録しなければならない。
 - ③ 登録が12名以下の場合、リベロプレーヤーは0～2名の範囲で登録できる。
 - ④ リベロプレーヤーは、先発のリベロと控えのリベロとし、先発のリベロから控えのリベロへの交代は、試合中1回を限度とし、取り替えられたリベロは、再びコートに戻ることは出来ない。
 - ⑤ 控えのリベロが負傷した場合、その試合の残り、リベロを再登録できる。この場合、再登録するときにコートにいない競技者であれば誰でも良い。
- (3) 通訳については、上記の枠外として必要な人数を認める。ただし、通訳業務以外のスタッフ業務を行なってはならない。
- (4) 部長が不在の場合、副部長を登録し、ベンチに入ることができる。
- (5) 監督・コーチ・マネージャー・トレーナーは、正規に登録されたチーム役員の中から決定し、試合前に申告する。
- (6) ドクターは、医師の資格を有し、事前にVリーグ機構へ申請を受けた医師に限られる。

3-8 競技役員

3-8-1 派遣役員

- (1) 各大会には、原則としてJURY1名、実行支援部より1名、Vリーグ特別審判員2～4名を派遣する。
派遣される役員の氏名は、審判部と実行支援部が決定して、事務局より各開催地（責任者）に通知される。
- (2) 派遣される審判員は、Vリーグ機構規約第80条に基づき、JVA審判規則委員会が推薦し、Vリーグ機構が登録したVリーグ特別審判員とし、この派遣された審判員は、各試合の主審、副審を担当する。（副審についてはJVA審判規則委員会の承認した開催地A級審判員を起用することもある）
- (3) 上記に関わらず、チャレンジリーグにおける主審、副審は、JVA審判規則委員会の承認した開催地A級審判員を起用することを認める。

- (4) 例外的に、国際交流を目的として海外からの国際審判員を主催者の判断で起用することがある。
- (5) 派遣役員の会場到着時間は、原則として下記を目安とする。
 - ① J U R Y : 第1試合開始の3時間前
 - ② 実行支援部員 : " " の3時間前
 - ③ 審 判 : " " の2時間前ただし、チャレンジリーグについては、①～③とも、2時間前でも可とする。
- (6) 派遣役員の滞在費は、旅費規程に基づきVリーグ機構が負担する。

3-8-2 実行支援部員の役割

- (1) 実行支援部員は、開催地責任者が行う大会運営に対して、適切な助言と協力を行うことにより、Vリーグ大会の品質の維持向上と円滑な実行に努める。
- (2) 実行支援部員は、J U R Yとともに開催地の主要役員（開催地責任者、総務責任者、広報責任者、競技責任者、会場責任者、J V I Sスーパーバイザー、場内アナウンサー、ホームゲームの場合は、ホームチームの担当者も出席する）が出席するミーティングを開催し（原則・開催日当日の第1試合開始3時間前）、必要事項を確認するとともに、各種連絡事項の徹底に努める。会議にはテレビ放送がある場合は、テレビ局担当責任者も出席する。また、大会事務局が作成・提供するチェックリスト等を活用して、準備・確認事項に不備等がないかチェックする。
- (3) 実行支援部員は、業務執行上で発生した問題等に対して、開催地責任者、J U R Y等と協力して解決する。現地で解決できない問題が発生した場合は、大会事務局（Vリーグ機構）に連絡して指示を仰ぐ。
- (4) 実行支援部員は、業務執行に際して発生した問題点は、解決済みのものも含めて、大会後必ず大会事務局に報告する。

3-8-3 開催地役員ほか

- (1) 記録員、アシスタントスコアラー、ラインジャッジは、開催地協会のJ V A公認審判員の有資格者が担当する。
- (2) 公式データはJ V AのJ V I Sによって行なう。(80 ページ参照) 入力には開催地協会役員が行う。また、V・プレミアリーグ開催地でJ V I Sの中心的な役割を担うVリーグ機構公認J V I Sスーパーバイザーの資格を付与し、開催地に派遣する。J V I Sスーパーバイザーは、大会を通じたJ V I Sの適切な運用と判定員任命とその指導の役割を担う。
判定員は開催地協会のJ V A公認技術統計判定員が担当する。該当者がいない開催地は、最寄りのまたは他の都道府県協会より公認判定員の派遣を依頼し、その経費は開催地が負担する。
- (3) 試合会場には必ずドクターを常駐させる。
- (4) 1試合にボールリトリーバー6名及びモップパー8名が必要となる。
(モップパーには、幅1m程度のモップ6本と、コートを拭くためのタオル8枚を試合毎に用意する。)

3-9 会場・施設・用具

3-9-1 会 場

(1) 試合会場

Vリーグ機構規約第31条に基づき、次の要件を満たすものとする。

- (イ) 屋内施設で、フロアが、25m×50m 以上あり、特設席を含め原則として3,500名以上収容できること。
- (ロ) 選手更衣室4室(1試合の場合2室)、チアリーダー更衣室(1~2室)、プレスワーキングルーム、インタビュールーム(5.報道を参照)、技術統計記録室(JVIS控室)、審判更衣室、本部役員控室、開催地役員控室各1室、計11室を確保できること。
- (ハ) 場内放送設備が完備されていること。
- (ニ) 電話の設置が可能であること。

設置は、下記の基準で行う。

本部：連絡用回線

報道：連絡用回線

JVISコートサイド(副審側JVIS席)：データ通信用回線(但し、チャレンジリーグについては必須ではない)

常時インターネット接続が可能な回線を準備すること。

JVIS控室：データ通信及び連絡用回線

- ・連絡用回線は携帯電話でも可とするが、事前に当該場所での電波条件を確認して、必ず連絡が取れるようにすること。
- ・データ通信用回線種別は、特に指定しない(アナログ回線で可)が、インターネット接続についてはADSL回線を推奨する。
- ・プレスワーキングルームについても可能であればインターネット接続が可能なADSL回線の準備が望ましい。
- ・近年の携帯電話の普及や会場のレイアウトや通信環境の整備状況などを総合的に勘案して、上記の基準を開催地の責任で見直すことも許容する。

例) 本部：アナログ1回線または開催地責任者の携帯電話

報道：ADSLタイプ1-1回線(データ・通信, 電話回線共用)

JVISコートサイド：ADSLタイプ2-1回線(データ通信専用)

JVIS控室：ADSLタイプ1-1回線(データ・通信, 電話回線共用)

- (ホ) プレミアリーグの会場については、プレーイングエリアを区画し、V・プレミアリーグ協賛社の広告看板を掲載するため、グリーンフェンスをVリーグ機構が無償貸与する。

(2) 競技場

Vリーグ機構規約第32条に基づき、次の要件を満たすものとする。

- (イ) プレーイングエリアの広さは、34m×19mとし、自由競技空間は競技場表面から12.5m以上なければならない。
- (ロ) 明るさは、競技場表面から1mのところ、1,500ルクス以上とし、室温は、15℃~25℃の範囲に調整できなければならない。
- (ハ) 競技場の表面は、明るい色で凹凸がなく均一で、競技者の負傷の恐れのないもの。
- (ニ) コート上のラインは、幅5cmの白色で、他のラインや床と明確に判別できること。

- (ホ) コートのゾーンとエリアとして、フロント・ゾーン、サービス・ゾーン、競技者交代ゾーン、ウォーム・アップ・エリア、ペナルティ・エリアを確保する。(資料9参照)
- (3) 会場、競技場に関して、上記(1)(2)の要件が守れない場合は、Vリーグ機構にその理由と対応策を提出して、承認を受ける。
- (4) その他
 - (イ) パソコンをJVISの必要台数と、A帳票入力のため1台。プリンター1台(JVISが必要とした場合は台数を増やす)用意する。
 - (ロ) ニュースカメラ用およびチームビデオのスペースと電源を準備する。
 - (ハ) 両チームのベンチには、チーム用電源(パソコン用)を準備する。
 - (ニ) 大会役員席は、必要に応じて設けても良いが、招待席や特別席、一般席の妨げにならないように十分配慮する。
 - (ホ) JURY席は、特製の台(高さ20cm)をプレミアリーグでは用意するので、その上に設営する。チャレンジリーグについては、代用できるものを用意できることが望ましい。

(5) 会場内タイトル看板

プレミアリーグの会場内に設置するタイトル看板は、統一したものをVリーグ機構が作製し持ち回る。開催地協会が独自で製作する場合は、Vリーグ機構が指定した大会ロゴ、大会名、主催、協賛社を必ず入れ、その他開催地の共催、後援等を入れる。その際Vリーグ機構に原稿のチェックを受けなければならない。

タイトル看板の設置場所は会場内中央とする(TV放映のある場合はメインカメラの反対側に設置する)

チャレンジリーグについても、統一したものを男女別にVリーグ機構が作製し各会場に持ちまわり使用する。なお、大会終了後は、指定された次の会場に送付する。

(6) 正面入口のタイトル看板

プレミアリーグ開催地協会は、観客の入場する正面玄関に、Vリーグ機構が作製した看板を立てる。別途作成する場合は、資料8を参照し、Vリーグ機構が指定した大会名・主催・共催・主管・協賛社を必ず入れ、その他開催地の共催、後援等を入れる。その際Vリーグ機構に原稿のチェックを受けなければならない。

場外広告の意味をかねて、目立つ位置に、目立つように設置するように心がける。

チャレンジリーグについても、統一したものを男女別にVリーグ機構が作製し各会場に持ちまわり使用する。なお、大会終了後は、「会場内タイトル看板」と一緒に指定された次の会場に送付する。

3-9-2 用具・施設

- (1) ネット、アンテナ、ポールカバー、レフェリースタンドは、JVAが公認したものを準備する。
ネットは、上下白帯付きのものを使用する。
- (2) 各試合では、3個のボールが使用される。(スリーボールシステム)
使用されるボールは、Vリーグ機構から、試合日1日につき予備ボールを含め原則として5個が送付される。
- (3) 両チームのベンチには、競技の中断を要求するためのブザー、競技者交代に用いるナン

バーカード、記録席には、競技者交代およびサーバーの間違いを伝えるブザー、モッパ
ー用スモールチェア8台、ボールリトリバー用スモールチェア6台を準備する。

(4) 試合終了後、報道関係者に公式記録を配布するために、コピー機材を準備する。

3-10 各種旗の掲揚の考え方

- (1) Vリーグ機構が指定する場合を除いて、国旗、Vリーグ旗、JVA旗、チーム旗（社旗、
ロゴ旗）、開催地協会旗等は、原則として掲揚しない。
- (2) 開催地の事情により、上記(1)の旗の掲揚を行なうことは、自由とする。その場合、掲揚
場所や掲揚要領は、開催地の判断で行ない、JURY、実行支援部の確認をとる。
- (3) 主義、主張、思想、信条に関するものや営利を目的とする旗の掲揚は、一切認めない。
ただし、Vリーグ機構の許可を得て共催・後援を受け、それに関わる旗を掲揚する場合は、
Vリーグ機構の指示を受ける。

3-11 競技記録とJVIS

- (1) 公式競技記録は、スコアシート（様式1-22）とJVIS（Japan Volleyball Information
System）によって作成されたVリーグ公式データによる。（80ページ参照）
- (2) スコアシート、リベロチェックシートは、試合終了後実行支援部員を通して、Vリーグ
機構に提出する。
- (3) Vリーグ機構は、大会期間中JVA情報処理部の協力を得て「情報処理室」を設置する。
- (4) 開催地のJVISスーパーバイザーは、JVISデータのうち、B帳票用には10分以内
に、要約レポートを記入したA帳票用には30分以内に、「情報処理室」に送る。
- (5) 「情報処理室」の電話番号や送信方法の詳細は、別途JVA情報処理部から連絡する。

4. 表 彰

4-1 全 般

表彰は、Vリーグ機構表彰規程に基づき行う。

4-2 Vリーグ特別表彰

シーズン終了時点で、特別表彰基準に該当する選手に対して、表彰を行なう。

4-3 表彰式および表彰者、表彰方法

詳細は、別途定める。

5. 報道（プレス）

5-1 全 般

スポーツ報道にたずさわる関係各社（新聞、テレビ、ラジオ、月刊誌、週刊誌、広報誌等々）
の記者及びそのカメラマンに対して、バレーボール競技における資料、そして、取材の機会
と場所を可能な限り提供し、快適に業務を遂行できるように計画、準備、援助を行う。

「Vリーグ会場における取材について」（79ページ）を必要に応じて関係者に配布し内容の
理解徹底を図る。最近、個人的な利用目的での取材や、取材を名乗って不法行為や迷惑行為
を行なうものが増加しているため、入場させないように各開催地において十分なチェック体
制を整える。

5-2 場所の確保

各試合会場には、記者席とプレスワーキングルーム・インタビュールーム・カメラマンスペ

ースを設置する。

- (1) 記者席は、コートサイド前列またはエンドに 30 席程度設置する。
- (2) 記者席には、パソコン等の電源を用意する。
- (3) プレスワーキングルームは、報道関係者が、試合終了後、記事原稿を書くための作業をする部屋で、記者席の近くに設置し、作業が終了するまで利用できるようにする。
- (4) 会場の都合でプレスワーキングルーム・インタビュールームが準備できない場合は、試合終了後、開催地本部室または本部派遣役員控室等をプレスワーキングルーム・インタビュールームとして開放する。
- (5) プレスワーキングルームには、報道専用電話（モデム通信可能なもの）を準備する。また報道各社によって開催地の電話局に申し込まれた専用電話の回線と F A X が使用できるよう電源等を準備する。電源コンセントの数は、多数必要なので延長コードを準備する。
- (6) プレスワーキングルームには、飲物とスナック菓子をを用意する。
- (7) インタビュールームには、Vリーグ機構作成のバックパネルを掲示し、机にはオフィシャルドリンクを置く。インタビュールームは基本的にバックパネルをおける広さのある場所を用意する。ただし、まれにVリーグ機構側の都合により、バックパネルが用意できない場合がある。その場合は代替措置として公式ポスターを掲示すること。
（チームロゴ旗やその他のもので代用することは認めない。）

5-3 プレス受付

各会場の入口には、報道関係者受付を設置し、以下のことを必ず実施する。

- (1) 入場を受け付けた報道関係者には、社名と記者名を記入してもらう。（様式 1-7）
入場を受け付ける基準は、「Vリーグ会場における取材について」（79 ページ）2 項に示す基準によるものとし、Vリーグ機構が発行したADカードを提示するか、取材申請書（様式 3-1）を事前に提出し許可を得た人に限る。
ただし、何らかの事情により取材申請書（様式 3-1）が未提出の場合は、その場で取材申請書の記入を求め、上記の基準に照らして入場を認めてもよいと判断される場合は、例外的に入場を認めても良い。
- (2) 報道関係者には、ADカードを必ず分かりやすい形で着用するようにお願いします。
Vリーグ機構が発行したADカードを所有していない人には、一日限りの「PRESS」用ADカードを発行する。
- (3) 公式プログラムを配布する。（Vリーグ機構から無料配布のものから充当する）
- (4) 当日週または前日までの成績（星取表、チーム・個人技術集計表の計 3 枚）を配布する。
- (5) 土足のまま入ることを禁止している体育館の場合は、スリッパの用意をして貸し出す。
- (6) 記者席・プレスワーキングルームの案内をする。もし、TVニュースカメラ、スチールカメラ等の取材場所を制限する場合は、そのことを明記した案内を事前に渡す。
もし、記者席が満席の場合には、直ちに増席をして、必ず座れるように配慮する。
- (7) 広報責任者は腕章を着け、他の役員と識別できるようにする。

5-4 プレスへの対応

- (1) 各開催地は、広報責任者のもとにプレス担当者をおき、報道関係者及びチームとの連絡にあたりとともに、各種便宜をはかる。

報道関係者には、中央紙、地方紙、TV、雑誌社を問わず、十分配慮する。

- (2) プレス担当者はプレスワーキングルームに常駐し、電話の取り次ぎやコピーサービス等に当たる（特に試合中はパソコン等の高額機材等があるため、必ず常駐し警備する）また、報道記者の仕事が終わるまで居残り、不自由のないようにする。
- (3) 試合会場の体育館管理責任者にも、事前に「報道記者は試合終了後に、原稿を送るのが重要な仕事である」ことを理解してもらい、試合後独自の判断で電話を片付けたり、電源及び照明を消したりしないよう徹底しておく。
- (4) 報道用電話とFAX及び電源は、試合が終了しても報道記者が原稿を送るまで（通常試合終了後 60 分位かかる）取り外してはならない。報道記者がインタビュー等で席を離れている時には、プレス担当役員が厳重な注意を払う。
- (5) アリーナ記者席の撤収を行なうに当たっては、当日来場している報道記者に確認し、プレスワーキングルームに移動してから行なう。
- (6) 報道記者サービスとして、他試合会場の試合結果を伝える。（様式 1-19）
他試合会場の試合結果は、JVIS 担当等から入手する。
- (7) 試合結果速報（B 帳票）は試合終了後 20 分以内に、また試合会場レポート（A 帳票）は試合終了後 40 分以内に報道関係者に配布する。
- (8) 広報責任者は、特に希望のあった報道各社に試合結果を FAX にて連絡する。（様式 1-19）

6. 公式プログラム

6-1 全 般

Vリーグ機構が、男女別々に作成し、各開催地には 1 日につきVIP（来賓）、報道用として、プレミアリーグの場合は 50 部、チャレンジリーグの場合は 20 部を無償配布する。（ホームゲームについても同じ）

その他は有償とし、希望冊数の申し込みを受け付ける。販売有償注文分から返品を希望する場合は、未開封のものは全て、開封済のものは残部の 1/5 までを受け付ける。返品の申し込みは、試合終了後すみやかにVリーグ機構事務局宛に申し込む。但し返品にかかる送料は開催地負担とする（様式 1-21）

6-2 チームの提出資料等

チームは公式プログラム作成に必要な資料の提供や取材依頼があった場合は、最大限の協力を行なう。

所定の期日までに資料の提出や取材ができない場合は、公式プログラムへの掲載が行なえない場合がある。

6-3 その他

公式プログラムに掲載されない開催地での必要事項（例えば、開催地役員一覧表等）は、開催地において別に印刷して公式プログラムに挟み込む。イベント内容の告知や地元出身者のプロフィールなど、工夫を凝らしたリーフレットを開催地が独自に作成配布することは歓迎するが、公式プログラムに準ずる内容のプログラムを作成することは禁止する。

7. 参加チーム

7-1 チーム交通費

【プレミアリーグ】

「Vリーグ機構規約」第46条第1項第1号による旅費を、1チーム18名分支給する。

- (1) チームが実際に掛けた費用に関わらず、移動の利便性と経済性を考慮した標準運賃をVリーグ機構が算出し、その交通費を支給する。
- (2) チームに支払う金額はチームに連絡し、3月末までに終了した試合分は3月末日までにまとめて支払い、それ以降の試合分は4月末日までにまとめて支払う。
- (3) チームの移動、宿泊の手配はすべてチームが行う。

【チャレンジリーグ】

チャレンジリーグの参加チームの遠征に関わるチーム交通費の精算については、別途定める。

7-2 試合用ユニフォーム

- (1) 試合用ユニフォームは、「ユニフォーム規程」および「ユニフォーム等の広告に関する規程」に定められたものを使用する。
- (2) 試合用ユニフォームは、大会前に事務局と審判部から構成されたメンバーで事前審査を行う。チームは、ユニフォームサンプルを提出し、審査を受ける。
- (3) 試合会場でのユニフォームチェックは、当該JURYと審判員が行い、違反に対しては当該試合のJURYが最終的な裁定を下す。
- (4) 試合用ユニフォームの下に着用するアンダーウェアは、ユニフォームからはみ出させてはならない。
- (5) 試合会場内でのチーム役員・選手の服装
 - ① ベンチに入るチーム役員は、ジャケットを着用するか、チームで統一されたトレーニングウェアを着用する。
 - ② 選手と違うトレーニングウェアを着用する場合、チーム役員は統一されたものを着用する。
 - ③ 監督、コーチ、トレーナー等がトレーニングウェアを着用する場合でも、部長はジャケットを着用してもよい。
- (6) ベンチで使用するタオル
 - ① チーム名やチームロゴ入りのもの
(ただし、母体企業やチーム協賛企業、ユニフォーム広告企業の社名やロゴ、商品広告は禁止)
 - ② チームユニフォームを作成したメーカーの社名・商標・ロゴマーク入りのもの
 - ③ 上記以外は禁止。
- (7) その他のアクセサリは、Vリーグ機構およびJVAの協賛社と競合しない限り規制はしない。但し、試合会場の体育館使用規定により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払う。

7-3 日程の連絡

各チームは、Vリーグチーム遠征計画書（様式2-5）を最低、試合日の1ヶ月前までに開催地責任者に提出する。

※練習日程など、遠征計画書の内容に変更がある場合は、必ず開催地責任者に連絡し、開催

地に迷惑がかからないようにする。

7-4 入場券の購入

各チームが購入する入場券は、開催地責任者に申し込む。原則として返券には応じない。

7-5 広報担当の指名

各チームは広報担当の役員を指名する。広報担当はプログラムに明記する。

試合中は、指定された席に常駐する（ベンチ入り担当は除く）

7-6 チーム取材

会社の社内報やチームの広報誌、チームの公式ホームページ掲載などのための取材を行なう場合は、Vリーグ機構に予め届け出て「チーム広報ADカード」の発行を受ける。

「チーム広報ADカード」で入場する場合、会場入口に設置されている報道関係者受付で記名の上入場する。

会場内では、ADカードを見やすい形で常に着用し、開催地関係者の指示に従う。

「チーム広報ADカード」入場者には、当該チームの試合に関する取材に限り、一般報道関係者に準じた対応とするが、当該チーム以外の取材は禁止とし、当該チームの試合時以外は記者席等の利用はできない。

なお、Vリーグ機構から「チーム広報ADカード」の発行を受けていないものは、大会1週間前までに、チーム取材申請書をVリーグ機構に提出して、承認を受けるものとする。この場合、会場入口の報道関係者受付で、当日・当該チーム限りのチーム取材ADカードの交付を受け、入場することができる。

7-7 インタビュー

(1) 試合終了後、勝利者インタビューの指名を受けた選手は、必ずコート上でインタビューを受ける。その際、両チームの選手・役員はインタビュー終了までベンチ付近に留まり、インタビューの妨げにならないようにする。

(2) 試合終了後、プレスよりインタビューの指名を受けた監督・選手は、必ずインタビュールームでインタビューに応じる。

チーム広報担当は開催地報道担当及び報道各社との窓口となり、スムーズに進行する様に心がける。(資料5)

7-8 会場でのデータ収集のためのビデオ撮影

試合会場でデータ収集のためにビデオ撮影を希望する場合は、所定の申請様式に記入のうえ開催地責任者に提出し、事前に許可を得る。Vリーグ機構へは、申請書の写しを送付する。他の会場で、観戦またはデータ収集のためにビデオ撮影を希望する場合も、同様とする。

7-9 保険加入

各チームは年度初めにスポーツ安全協会傷害保険に加入する。保険料はVリーグ機構の負担とする。

8. 開催地

8-1 開催地の組織の整備と管理

開催地は、実行委員会等の大会運営組織を整備し、大会の万全の運営を行うとともに、実施状況の把握・管理と結果のフォローを行い、次回以降の参考とするように努める。

大会当日のタイムテーブルの一例を示す(資料6)ので、これを参考に開催地ごとに実態に

合わせたものを作成する。

大会役員については、Vリーグ機構に事前に届け出る。(様式 1-6 : 参考)

また、会場別予算(決算)も明確に管理する。大会終了後、速やかにVリーグ機構に結果を報告する。(様式 1-23)

8-2 譲渡金

(1) 開催地は、Vリーグ機構から譲渡を受けた大会の譲渡金をVリーグ機構に大会終了後 1 ヶ月以内に支払う。

銀行振込口座は、後日送付される「開催権譲渡代請求書」に記載された指定口座とし、振込人は必ず開催都市名を入れて送金する。

(2) 譲渡金の算出は、「Vリーグ開催権譲渡基準」による。

8-3 放送負担金

テレビ放映を行った開催地には、放送負担金を支払う(様式 1-10)。開催地は放映に必要な席を用意し、テレビ局にその席料を請求しない。

8-4 入場料金

各開催地の入場料金は、開催地の実状により決定し、Vリーグ機構に報告する。(様式 1-4)

8-5 会場の整備と安全の確保

(1) 開催地は、観客が快適で安全に観戦出来るように、その入場から退場までのすべてについて十分な配慮を行わなければならない。

(2) 開催地は、選手の安全の確保とトラブル防止、コンディション維持、盗撮被害防止のために、十分な配慮をしなければならない。

特に、選手の入退場時などにおける選手とファンとの接触トラブル防止には、十分な対策を講じる。(事前に導線の確認をチーム関係者と行なう)

(3) 開催地は、非常事態の発生に備え、非常時組織体制を整備し、緊急連絡体制や対応マニュアルを用意しておく。

(4) 健康増進法第 5 章・第 2 節・第 25 条の定めに基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置を講じる。

(5) 万一の場合に備え、施設入場者傷害保険、施設賠償責任保険に必ず加入する。(資料 1 3 参考)

(6) 不幸にも傷害事故又は施設賠償責任事故が発生した場合は、開催地責任者の指示の下、緊急救護措置、被害拡大防止措置を講じると共にVリーグ機構と契約先保険会社に事故報告書で連絡する。事故後、被害者の治療、損害賠償金額等が確定次第、Vリーグ機構と契約先保険会社に第 2 次事故報告を行うとともに保険金の請求手続きを行なう。(様式 1-20-A・1-20-B 及び資料 1 3 参考)

8-6 AEDの配備について

各開催地は、大会の行なわれる体育館に、AED(自動体外式除細動器=Automated External Defibrillator)が備え付けられているかを確認し、もし設置されていない場合には、購入またはレンタルなどの方法で、必ず配備する。

8-7 開催地での共催・後援

(1) 各開催地では、県・市・教育委員会・体育協会等公共団体の後援は、積極的にとりつける。

- (2) 広報の活性化を目的とし各開催地の新聞社、テレビ局の共催・後援はVリーグ機構の許可を受けて積極的にとりつける。(様式 1-12、1-13)
- (3) 共催の条件としては、下記の事項が満足されるように最大限の努力をする。
- 新聞社：①社告をスポーツ欄に掲載する。
 - ②事前に大会広報（記事・写真掲載等）に協力する。
 - ③大会翌日・朝刊に結果報道（記事・写真掲載等）を掲載する。
 - ④掲載紙をVリーグ機構事務局に送付する。
- テレビ局：Vリーグの試合を放映することを原則とする。
- (4) 共催・後援の申請受付は、各々試合開始日の1ヶ月前迄とし、代表理事会長は(3)の条件に照らし許可する。
- (5) 共催、後援に関わらず、地方紙などで大会の前後に掲載された記事を、後日Vリーグ機構に送付する。

8-8 大会の活性化とファン重視の視点について

開催地は、Vリーグの活性化とファンサービスのために、マンネリ化した大会運営に陥ることを避け、常に活性化とファン重視の視点で大会を運営するように配慮する。

Vリーグ機構では、2006/07 シーズン、2007/08 シーズンに、「Vリーグイベントライブラリー」を作成し、各開催地に提供した。

今シーズンは、新たに配布しないが、以前配布したものを積極的に活用して、大会の一層の活性化に努める。

なお、イベントライブラリーを持っていない場合、Vリーグ機構から要望があれば貸与する。

8-9 V・プレミアリーグ協賛社への対応と広告物の掲示等について

- (1) プレミアリーグの開催地は、V・プレミアリーグ協賛社との対応に意を用い、大会の円滑な運営に努めなければならない。(資料1)
- (2) 試合会場のグリーンフェンス内にはV・プレミアリーグ協賛社による広告物（フェンス看板広告等）を、Vリーグ機構が設置する。開催地は他の協賛社を募集したり他の広告看板を出すことは出来ない。
- (3) 全国展開していない企業で、V・プレミアリーグ協賛社のカテゴリーに抵触しない企業については、事前にVリーグ機構に、企業名と協賛内容を提出し承認を受けた後、副審側の2階席より上の部分や、チケットの裏面広告等の「地域協力企業セールス」（ローカールスポンサー）を行うことができる。この場合、1社1枚以内とし、1枚のサイズは原則として、縦60cm×横270cm以内（または、トータル面積16,200cm²以内）とする。
- (4) 上記のことは、TV放映の有無に関係なく適用する。

(注)

※V・プレミアリーグ協賛社のグリーンフェンスと広告看板に関する作業は、Vリーグ機構事務局が統括する。

※グリーンフェンスの搬入、搬出と広告看板の設営と撤去は業者が行う。開催地は、会場責任者がその対応（グリーンフェンスの設置等）に当る。

※試合会場の体育館使用規定により、広告物の掲載料として料金の支払を請求された場合、V・プレミアリーグ協賛社に起因するものについてはその支払をVリーグ機構が支払い、ローカールスポンサーに起因する部分については開催地が支払う。

8-10 公式ポスターの掲示

公式ポスターは、大会前（最低でも1ヶ月以上前が望ましい）に会場内外に掲示する。

開催地は、公式ポスター等の効果的な掲示に努め、大会告知に万全を期さなければならない。

8-11 V I Pへの対応

- (1) V・プレミアリーグ協賛社のV I Pが来場の場合は、Vリーグ機構事務局より開催地に連絡する。
- (2) チーム関係のV I Pは、チームが開催地に連絡する。
- (3) 上記(1)、(2)項に該当する時は、控室に案内し、ロイヤルボックス又は、招待席を確保し対応する。

8-12 チームへの対応

- (1) 各開催地は、チーム係を各チーム1名、必ずつける。
- (2) 各開催地は、当該開催地に出場するチームに原則として（開催1日について）20枚の招待状を各チームの部長宛に、他に10枚を大会2週間前までにVリーグ機構事務局に送付する。
- (3) 各開催地が、チームが宿泊、移動、練習、試合等を行うに際して不自由のないよう便宜を図る。ただし、発生した費用はチームが負担するので、開催地が経費負担することはない。
 - ① チームから、宿泊・輸送用バス等の依頼があった場合は、開催地が斡旋をする。
 - ② 試合前日及び当日の練習は（資料10）を原則とする。それ以前の練習会場の依頼があった場合は開催地が斡旋する。
 - ③ 試合開始前及びセット間に選手がユニフォームの着替えをすることがあるので、控え室を暖房する。
 - ④ 試合日以外でチームの練習を見学する場合、チームの許可を得て、2階席等で見学し、チームの迷惑や練習の妨げにならないよう配慮する。
 - ⑤ 開催地協会役員（補助役員も含む）が選手にサインや写真撮影を求めることが見受けられるが、試合当日は自粛する。
- (4) 出場チーム応援団への便宜
 - ① 出場チームから、応援団席の依頼があった場合には、できる限りの配慮をする。
 - ② 応援団席は、原則として主審側に、各チーム平等に設ける。
 - ③ 当日は応援団席確認と準備のために、Vリーグ機構発行のADカード（応援団証）を提示した者のみ開場前に入場させる（ただし、応援証は無料で入れるパスではないので、別途有料入場券が必要）
 - ④ チアリーダーの更衣室を準備する。
 - ⑤ 試合のセット間に、チアリーダーの演技がある場合、そのためのカセットテープ又はCDを各チームが持参するので、場内に流せる放送設備を準備する。
演技する時間は2分以内（入退場を含めて2分30秒以内）とし、コート全部を使用してもよい。
 - ⑥ 応援機材や荷物の受け取りがあるときは、対応する。
 - ⑦ 電源の確保を行う。
 - ⑧ 応援席入れ替えについては、資料11を参照し、スムーズに行えるよう配慮する。

開催地協会は、前の試合の応援団が退席してから、次の試合の応援団を席に誘導する。また、応援団同士のトラブルやチーム券で入場した一般者とチーム関係者との間で座席トラブルが起こらないようにも配慮する。

(5) アナリスト席の確保

- ① 当日の出場チームがビデオ撮影を含むデータ収集を円滑に行なえるように、アナリスト席を確保する。
- ② 当日試合のないチームから、事前に開催地責任者にデータ収集のため試合会場への入場を求められた場合は、入場の許可と便宜を図る。

8-13 入場者調査表

入場者調査表（様式 1-9）を作成し、来場している報道記者に発表する。

8-14 会場での不正行為に対する警備強化について

- (1) 特に、女子大会の会場において、選手が盗撮等の被害に遭うケースが発生している。選手用トイレの設定と警備強化、不審物、不審者の排除などに、格段の配慮をし、被害防止に努める。
- (2) インターネット上で、選手の肖像を無断掲載したり、サイン色紙等をオークションにかけることを業としているグループが存在する。これら犯罪行為をするものに対して、指定場所以外での撮影の禁止や、報道関係者、出版関係者の入場受付のルール徹底など、厳正に対応する。
- (3) フラッシュを使用した撮影は、試合進行の妨げや他の観客に迷惑であるので禁止する。
- (4) 自席以外のところに、三脚等を使用してカメラを固定するなどの行為は禁止する。
- (5) 上記(3)(4)については、場内アナウンス等で十分告知するとともに、役員の巡回指導を行い徹底を図る。

9. ドーピング検査

9-1 ドーピング検査の実施

Vリーグ機構規約第53条に基づき、2010/11Vリーグ大会において、ドーピングを実施する。

9-2 ドーピング検査について

ドーピング検査はその趣旨から、検査実施に関する情報は機密事項として扱われ、関係者であっても詳細についての情報は、検査直前までは公開できないことを大前提とし、準備などにあたる。

9-3 ドーピング検査の準備から実施まで

(1) 事前準備

ドーピング検査の実施については、大会前日までに財団法人 日本アンチ・ドーピング機構（以下 JADA と表記）を通じて、開催地責任者に通達される。開催地責任者は情報漏洩防止に努めるとともに、JADA の要請に従い事前準備物を用意する（検査室の確保、検査員用の AD カード、机、イス、ゴミ箱など）。

検査室（ドーピング検査ルーム）は極力、一般客の往来の無い部屋を確保する。

(2) 検査日当日

開催地責任者は、試合開始 3 時間前の代表者会議にて、Vリーグ機構派遣役員（JURY、実行支援部）及び開催地関係役員にドーピング検査の実施を報告するとともに、実

施に関する手順を確認する。(但しホームゲームの際はチーム関係者が会議に出席している場合があるため、その場合はチーム関係者退席後に行う。) また、ドーピング検査ルーム入口に『ドーピング検査ルーム(関係者以外立ち入り禁止)』の看板を設置し、検査員、検査対象者及びその付添い者(チームドクター、トレーナー、コーチなど)以外は立ち入れないようにする。

(3) 検査の実施

JURYは試合終了後に両チーム監督をJURY席に呼び、ドーピング検査の実施を伝える。検査対象者の選定は、JURY席にてJURY立会いのもと、両チーム監督による抽選を行い決定する。検査対象となった選手はその後、検査員の指示に従いドーピング検査ルームへと移動する(検査対象選手が勝利者インタビューの対象となった場合は、勝利者インタビューを優先し、その後にドーピング検査ルームへと移動する)。

実行支援部はドーピング検査が円滑に行われるよう、JURY及び検査員の補佐を行う。

10. チーム応援団について

10-1 チーム応援団の事前入場について

応援団には、大会毎に応援団用ADカード20枚をVリーグ機構事務局より貸与する。応援席準備のための事前入場の際にこのパスで入場する。ただし、別途入場券(有料)は必要である。

10-2 チーム応援団の留意事項など

資料11の「応援団のみなさんへ」をよく読んで、チームを鼓舞し、大会を盛り上げ、楽しい観戦となるよう心がける。ただし、一般の観客の迷惑となるようなことがないように注意する。

11. ファンサービス

11-1 ファンサービス用投げ込みボールの投げ込み

- (1) ファンサービスの一環として、各会場の盛り上げを図るために、ファンサービス用投げ込みボールの投げ込みを行なう。
- (2) プレミアリーグは、1チームあたり「スタメン選手投げ込み用ボール」を7球、「監督、リザーブ選手投げ込み用ミニボール」を8球の計15個を、チャレンジリーグは、1チームあたり「スタメン選手投げ込み用ボール」を7球Vリーグ機構が用意する。その納品は各開催地指定の住所へ、納品希望日に送付する。
- (3) 準備について
 - ①試合当日(チーム到着前)にチーム控え室へ準備し、サイン(個人orチーム寄せ書き)を書き込んでもらう。(開催地チーム担当者→監督orマネージャー→選手)
 - ②ベンチへの持ち込みは、チームマネージャー(または開催地チーム担当者)へ依頼する。呼び込み時に各自に渡す。(要チェック:開催地チーム担当者)
- (4) 投げ込みボールは、自チームの応援団に偏り過ぎないように、事前に開催地協会とチーム関係者とが打ち合わせを密にして、ファンサービスの主旨を逸脱しないように徹底する。
- (5) 2010/11Vリーグ公式球(男女別)以外のボールメーカーの商品をファンサービス等

で使用することは固く禁止する。

11-2 サイン色紙の提供

開催地の要望により、ファンサービスの一環として、サイン入り色紙を用意する。

希望する開催地は、各チームに対して、下記の範囲内で要望を伝える。

開催地の要望を受けた各チームは、1試合あたりチーム選手の寄せ書き色紙30枚と、「2011 ワールドリーグ予選」、「2010 ワールドグランプリ」、「2010 世界バレー」等のエントリー選手（代表選手クラス）のサイン入り色紙5枚を用意し、試合前日までにチーム広報担当者から開催地責任者へ提出する。この場合、コピー・印刷等でなく、選手の直筆のものとする。開催地は、ファンサービスの主旨にふさわしい方法で有効に活用する。

大会関係者や役員へ配布は禁止する。

なお、色紙が不要な開催地はチームにその旨を必ず事前に連絡する。

11-3 勝利者インタビュー(TV放送のない場合)

試合終了後、本部席前にて場内アナウンサーが勝利チーム代表選手にインタビューを実施する(原則として1名)。両チームは、勝利者インタビューに協力する。

対象者の人選は、JURY、実行支援部、開催地責任者が試合終了直後に行い、勝利チームの監督もしくはチーム広報担当者に連絡する。

インタビューは場内にオンエアされるので、チーム応援団に対してだけではなく場内全体へのアピール(試合に臨んだ気持ちと、結果に対する自分自身の評価、チームのどこが良かった等を簡潔に表現)をするよう、選手のコメントの誘導を行なう。なお、ファンへの感謝の言葉も忘れないように伝える。

インタビュアーは、選手の声が会場内に十分伝わるように気をつける。JURY用のマイクを使ったりして、選手用とインタビュアー用に2本のマイクを準備する。

インタビューの最後にその場で「ボールへのサイン」および「観客席への投げ入れ」を予定しているので、インタビューの最後は、ボールへのサインと投げ入れをお願いして終了する。

*TV放送がある場合のインタビューについては、原則としてTV放送局のアナウンサーが行うが、事前に関係者間で打ち合わせを実施する。TV局のアナウンサーによる場合、場内用と放送用の2本を用いる場合があるが、しばしば場内に届かないような音声で行われることがあるので、事前に音量調整と声量の確保を十分お願いしておくことが必要である。

11-4 チーム応援団パフォーマンス

各チームは、各試合のセット間に応援団のパフォーマンス演技などの工夫で、出来るだけ大会を盛り上げ、ファンサービスに努める。マスコット人形(ぬいぐるみ)などを所有するチームは、ゲームの妨げや他の観客の視界を妨げないように配慮しながら、フロアなどでファンサービスに努めてもよい。

セット間にコート上でパフォーマンスを行なう場合、コート両面使用可である。ただし、必ずコート内(18m×9m)で行なう。

11-5 チャレンジリーグのファンサービス

チャレンジリーグのファンサービスについて、チームは事前に計画を練り、工夫を凝らして、開催地と協力の上実施する。

ファンを大切にし、また会場に来たくなるような気持ちにさせることが何よりも大切である。

サインを求められたら気軽に応じるなど、「ファン重視」の視点をいつも意識する。

11-6 その他の工夫

開催地は、ファンサービス等の各種企画を積極的に行い、大会の盛り上げとファンサービスに努める。

開催地にてファンサービス（サイン会、バレー教室、写真撮影、握手会等）を企画した場合、Vリーグ機構事務局は、該当チームに対して協力要請を行なう。

イベント開催のノウハウをまとめた「イベントライブラリー」も有効に活用する。

12. ホームゲーム

12-1 ホームゲーム開催の主旨

ホームゲームを開催する主旨は、次のようなものである。

- i) Vリーグのビジョンのひとつである「地域の密着」の実現を目指すことによって、地域のスポーツ振興を図り、地域協会との連携を深め、地域密着総合型スポーツクラブが持つメリットを、Vリーグとしても享受できるようにする。
- ii) 所在地協会・所在地行政と協同して、地域活性化のためのひとつのスポーツメセナを根付かす。
- iii) 地域行政・住民や地場企業とチーム選手が一体となり地域に根ざし、よき信頼関係を構築し、ホームでのチーム認知度を上げ『おらがチーム』の存在となるようにする。
- iv) 所在地域のバレーボールの振興に役立てる。
- v) 地域団体や他競技団体の各種発表の場を提供し、地域文化振興の役目も担う。
- vi) 各ホームチームが自ら汗をかき、主体的に開催することにより収益を得てチーム収支改善へつなげる。
- vii) 上記の結果、チームが負けられない状況が生まれ、一層白熱した試合が期待でき、チーム強化へ繋がる事が出来る。

以上をまとめて別の言い方をすれば、次のようになる。

- ① Vリーグを事業としてとらえ、母体企業の業績に左右されないチーム作り
 - ② 地域行政・住民や地場企業と一体となった地域に根ざしたチーム作り
 - ③ メディアへの露出の増大、地域イベントへの積極的参加、ファンサービスの徹底等、バレーボールの普及と発展を意識したチーム作り
- 等を実現するための一手段として、2003/04 シーズン（第10回Vリーグ）から「ホームゲーム方式」を行っている。

12-2 ホームゲームの基本的考え方

- (1) ホームゲームを開催する場合、12-1 で記載した主旨を十分に吟味し、より効果が上がるように努めなければならない。
- (2) ホームゲーム開催時の譲渡金は、通常ゲームに対して優遇をしているが、この優遇で得られるメリットはホームゲームの主旨にふさわしい活動に振り向けられなければならない。ホームゲームの開催が、譲渡金面での優遇を受けることが目的であっては決してならない。
- (3) ホームゲームは原則としてその主旨に照らして、最低5年間は同一会場で開催することとする。

- (4) ホームゲームは、将来的には1会場／1試合を指向するべきものと考えるので、そのための課題を見極める試行（例：1会場／1試合）は歓迎する。
- (5) ただし、過渡的運営として、通常ゲームとの組み合わせによる1会場／2～3試合や男子試合と女子試合を組み合わせさせた2試合を行うケースも認める。

12-3 ホームゲームの運営

ホームゲームについても、基本的には開催地都道府県協会がVリーグ機構から譲渡を受けた大会であり、本マニュアルの1～10までに記載されたものが基本となる

ただし、ホームゲームの主管は、開催地都道府県協会とホームチームの両者であり、ホームチームは主体性を持って、開催地都道府県バレーボール協会と連携・協力して、ホームゲームの、“企画・開催から事業収支までの総ての運営”を主管する。

12-4 ホームゲームの組織と役割

(1) 大会役員

通常ゲームに準じるが、ホームチームの部長以下のスタッフが、開催地協会の役員の中に適宜入って円滑な運営が行えるようにする。例えば、大会副会長や大会実行副委員長はホームチームから出すなどとするのが望ましい。

(2) 役割分担の基本型

Vリーグ機構事務局、開催地協会及びホームチームの役割分担については、マニュアルに準拠して、各組織の役割分担を表にするなどして行うことが望ましい。

12-5 ホームゲームイベント

- (1) ホームゲームにおいて、開催地はVリーグ大会運営マニュアルの規定（原則として、各会場での開始式等を行わない）に拘わらず、地域色を生かしたイベントや動員力アップやファンサービス策を企画し、試合前セット間、試合終了後等に、来場・観戦者を重視した取り組みに心掛ける。

- (2) 企画・開催するイベントとしては以下のような事例が上げられる。

- ①小学生、中学生、高校生、ママさんバレーボーラーによる前座試合
- ②ブラスバンド・和太鼓の演奏、地域伝統芸能の上演、チアリーディングの演技等
- ③チーム選手によるトークショー、サイン会、抽選会
- ④チーム選手によるバレーボール教室
- ⑤試合開始前の始球式（観客参加方式）

- (3) Vリーグ機構では、「Vリーグイベントライブラリー」を作成して、参考に供しているので、積極的に活用する。

- (4) イベントを行なう場合のプロトコールまでのタイムテーブルを資料6に例示するので参考にする。

- (5) これらのイベントを行うに当たり、事前にアウェイチームへ通知し、了解を得ると共に、当該イベントが延長されて試合の運営に支障を来たすことのないよう十分に配慮する。

12-6 スポンサーの獲得と広告掲示

V・プレミアリーグ協賛社に対する対応は、8-9で記載したとおりで、ホームゲームと通常ゲームとに特別な差はない。

しかし、ホームゲームの主旨を十分に活かす観点から、会場内外での広告掲示やチケットの裏面スペースの活用や当該HG開催の宣伝・PR用チラシのスペースを活用して、広告

掲載宣伝料を供出していただくなどのスポンサーを獲得する努力は重要である。

対象としては、ホームチームの関係会社・協力会社、開催地地域の協賛会社・スポーツ店・飲食店・商店街連合会等がある。

チャレンジリーグについては、V・プレミアリーグ協賛社の制約からも外れるので、いろいろと工夫を凝らし、営業の努力をすることにより、収益の改善に努める。

<参考> 営業・PR・宣伝・広報の事例

以下の方法により、当該ホームゲームを宣伝・PRし、一人でも多くのお客様に会場していただくよう活動する。

① チラシの作成と配布

チームで、ホームゲームの案内とチームのPRを兼ねたチラシを作成する。

配布の方法は種々の方法が考えられるが、チーム選手が直接個々のお客様(候補)に手渡すことが最も有効な一方法であるとする。

② ポスターの掲示

チーム独自に作成するポスター及びVリーグ機構作成のポスターを最大限活用する。駅前や繁華街、商店街、量販店など人通りの多いところに積極的に掲示をお願いする。

③ メディアの活用

開催地域のCATV、ラジオ、新聞、等で当該ホームゲームのPRをして貰うようアプローチする。選手が積極的に(番組出演など)に取り組む。

特に、新聞の地方版、地域情報紙への記事の掲載の効果が大きい。

④ 開催地及びその近隣地域の広報誌(タウン誌)の活用

広報誌(タウン誌)へのPR記事の掲載を働きかける。

⑤ チーム自らの営業活動

以下の営業活動を必要に応じ開催地協会役員と共同で行なう。

チーム所属会社の関係会社、協力会社、グループ会社等への情報の提供と観戦・応援の要請

個人のお客様、チームOB、会社OB及びそれらの方々の友人・知人への情報提供と観戦・応援の要請

チーム所在地の団体組織、協賛会社、店舗への情報提供と観戦・応援の要請

チームのオフィシャルホームページの充実と積極的活用

メールマガジンの活用

12-7 経費、譲渡金、収支実績の配分

i. 基本的考え方

ホームゲームも、通常ゲームと同様、開催地がVリーグ機構から譲渡を受けた独立採算事業で、収支損益については、開催地がホームチームと協議の上管理する。

ii. ホームチームの旅費・交通費

ホームゲーム開催において、ホームチームに掛かる旅費・交通費はすべて大会の経費として計上し、開催地が負担するものとする。

(Vリーグ機構からホームチームへの旅費・交通費の支給はない。ただし、アウェイチームには、「Vリーグ大会運営マニュアル」に基づく旅費・交通費が支給される)

iii. 利益または損失の負担

利益の配分は、チームと開催地の協議で決める。

損失が発生した時は、チームと開催地が折半で負担する。

利益の配分の目安としては、1 / 4 ~ 1 / 2 の範囲でチケット購入や運営面での貢献度などを考慮してチームに還元する。

iv. 1 試合ホームゲームプラス 1 試合通常ゲームについて

2 試合通常ゲームの場合の分担金との差額は、ホームゲームの主旨に添ったイベントの企画や広報などに、有効に活用する。

運営についても、チームと協会は協力し、名前だけのホームゲームとならないようにしなければならない。

12-8 実施計画書と実施報告書

ホームゲームをその趣旨にあったものとして定着させていくためには『PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）』という、いわゆるPDCAのサイクルを回し続けることが重要である。

- (1) 大会実行事務局は、ホームゲーム開催にあたり実施計画書を作成し、Vリーグ機構事務局宛に提出する。

なお、実施計画書の様式は、様式 1-1-1、1-1-2、1-2、1-3、1-4 による。

- (2) また、大会終了後、実施報告書を作成し、Vリーグ機構事務局に提出する。開催地大会終了後、すみやかに（目安として1ヶ月以内）提出することを原則とする。

実施報告書の様式は、様式 1-23 による。

チームおよびVリーグ機構は、Vリーグ終了後、各チームから提出された前項の実施結果報告書を整理し、代表者会議等を通じてその概要を紹介する等、ホームゲームの更なる活発化／発展を目指した議論を行う。

13. 不測の事態などの対応について

チームが不測の事態により、試合に出場できなくなる場合は、試合予定当日の第1試合開始、3時間前までにJURYにその原因・理由と原状回復の見込みを記したバレーボール部長名の書類を提出して、指示を受けなければならない。

JURYは、Vリーグ機構に直ちに報告するとともに、開催地責任者を入れて対応策を検討し、Vリーグ機構に提案する。Vリーグ機構は、現地の状況を総合的に判断して、試合を棄権とするか、再試合にするか等、対応策の指示をする。

これらの結果、発生する損失の負担については別途協議の上、決定する。